

## 文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録事業実施要綱

28文総総第613号平成28年9月13日区長決定  
改正 2021文総総第1813号令和4年3月18日部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、女性の活躍推進に積極的に取り組む事業所を、文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所（以下「推進事業所」という。）として登録することにより、女性のエンパワーメント原則の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「女性のエンパワーメント原則」とは、2010年3月に国連グローバルコンパクトと UNIFEM（現 UN Women）が共同で作成した、女性の活躍推進に積極的に取り組むための行動原則をいう。

### (登録の要件)

第3条 推進事業所としての登録を希望する事業所（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 区の区域内に所在し、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う事業所であること。
- (2) 別表に掲げる業種又は事業所に該当しないこと。
- (3) 文京区女性のエンパワーメント原則推進チェックシート（別記様式第1号）において、各原則において1以上の取組があり、かつ、全体で10以上の取組が認められること及び事業所アピール欄への記載がされていること。
- (4) 女性のエンパワーメント原則の推進に積極的な視点を持ち、事業所内外への周知が認められること。
- (5) 女性のエンパワーメント原則の推進状況（以下「推進状況」という。）について、事業所への訪問等により確認ができること。
- (6) 推進状況について公表を行うこと。
- (7) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条の規定により一般事業主行動計画の策定、届出、公表及び周知を行っていること。ただし、常時雇用する労働者の数が100人以下の事業所においては、計画目標としての方針等を定めるとともに、当該方針等について周知し、及び公表すること。
- (8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条の規定により一般事業主行動計画の策定、届出、周知及び公表並びに自社の女性の職業生活における活躍に関する情報の公表を行っていること。ただし、常時雇用する労働者の数が100人以下の事業所においては、計画目標としての方針等を定めるとともに、当該方針等について周知し、及び公表すること又は自社の女性活躍に関する情報の公表を行うこと。

### (申請)

第4条 申請者は、文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）に前条に規定する登録の要件（以下「登録要件」という。）を満たすことが確認できる書類（以下「要件確認書類」という。）を添えて、別に定める期間内に、区長に申請しなければならない。

（登録の決定）

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者を推進事業所として登録するか否かを決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により登録することを決定したときは、当該申請者に文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録証（別記様式第3号。以下「登録証」という。）を交付する。

3 区長は、第1項の規定により登録しないことを決定したときは、文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録却下通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知する。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、当該期間を変更することができる。

（登録内容の変更）

第7条 推進事業所として登録された事業所（以下「登録事業所」という。）は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録変更届出書（別記様式第5号）により、区長に届け出なければならない。

（登録証の再交付等）

第8条 登録事業所は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに区長にその旨を届け出なければならない。

2 登録事業所は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録証再交付申請書（別記様式第6号）により区長に登録証の再交付を申請することができる。

（登録の廃止）

第9条 登録事業所は、登録要件を満たさなくなったとき又は登録の廃止を希望するときは、速やかに文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録廃止届出書（別記様式第7号。以下「登録廃止届出書」という。）に登録証を添えて、区長に届け出なければならない。

（登録の更新）

第10条 登録事業所は、登録の有効期間満了後、引き続いて登録を希望するときは、登録の有効期間の満了の日までに、文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録更新申請書（別記様式第8号）に要件確認書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、要件確認書類の記載内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（登録の取消し）

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を取り消すことができる。

(1) 第9条の規定により登録廃止届出書の提出があったとき。

(2) 登録事業所が登録要件を満たさなくなったにもかかわらず、登録廃止届出書の提出がないとき。

(3) 登録事業所が偽りその他不正の手段により、登録を受けたことが判明したとき。

(4) 前3号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(資料の提出)

第12条 区は、第4条、第7条及び第10条の規定により提出された資料を基に、区のホームページにおいて、登録事業所に関する情報を公開するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- |  |
|--|
| 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はこれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業所 |
| 2 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業所  |
| 3 賭博（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種  |
| 4 投機的商品に関する業種  |
| 5 債権取立て、示談引受け等に関する業種   |
| 6 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの  |
| 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの                               |
| 8 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの      |
| 9 占い、運勢判断等に関するもの   |
| 10 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの  |
| 11 政治性（選挙に関係するものを含む。）のあるもの   |
| 12 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの   |
| 13 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの  |
| 14 私的な秘密事項の調査を業とするもの   |

- 15 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- 16 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生若しくは再生の手続中のもの
- 17 各種法令に違反し、又は営業等について必要な届出若しくは許認可を受けていないもの
- 18 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの
- 19 違法又は不当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- 20 男女平等参画の推進及び青少年の健全育成を阻害するもの
- 21 その他公序良俗に反すると区長が認めたもの